

2021 年度 事業報告書及び事業報告の附属明細書

(2021 年 1 月 1 日から 2021 年 12 月 31 日まで)

■ 事業報告

I はじめに

当財団は、株式会社パロマの代表取締役会長である小林弘明が 2016 年 12 月に一般財団法人として設立いたしました。

2018 年 6 月 1 日に愛知県知事より公益財団法人としての認定を受け、同日以後公益財団法人としての公益事業活動を実施しております。

II 事業の内容

当財団は、愛知県内において一人親家庭等の環境にある児童及び生徒並びに学生で経済的理由によって修学が困難な者のうち、品行方正かつ成績優秀な者に対し必要な支援を行い、もって地域社会の発展と社会福祉の向上に貢献することを目的としております。

III 奨学金支給事業

2021 年度においては、一人親家庭等の環境にある児童及び生徒並びに学生で経済的理由によって修学が困難な生徒の中で、愛知県内の児童養護施設入所者を対象とした奨学金の支給及び愛知県内の高校生を対象とした奨学金の支給を行いました。

また、当年度より在籍奨学生を対象とした海外留学支援につきましては、新型コロナウイルス感染拡大に伴い当年度は実施しておりません。

(1) 児童養護施設入所者を対象とした奨学金支給

①支給人数及び支給額

採用者 2 名 (4 月～12 月の 9 か月)	1 人あたり月額 50,000 円	計 900,000 円
継続者 4 名 (1 月～12 月の 12 か月)	1 人あたり月額 50,000 円	計 2,400,000 円
終了者 5 名 (1 月～3 月の 3 か月)	1 人あたり月額 50,000 円	計 750,000 円
合計		4,050,000 円

(2) 愛知県内の高校生を対象とした奨学金支給

①支給人数及び支給額

採用者 9 名 (4 月～12 月の 9 か月)	1 人あたり月額 50,000 円	計 4,050,000 円
継続者 38 名 (1 月～12 月の 12 か月)	1 人あたり月額 50,000 円	計 22,800,000 円
終了者 3 名 (1 月～3 月の 3 か月)	1 人あたり月額 50,000 円	計 450,000 円
合計		27,300,000 円

IV 指導・育成及び交流事業

例年 6 月及び 12 月に、パロマ本社ビルにて『小林奨学財団 交流会』を開催していましたが、新型コロナウイルス感染拡大に伴い当年度の交流会はすべて中止といたしました。

■ 事業報告の附属明細書

2021 年度事業報告には、「一般財団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則」第 34 条第 3 項に規定する附属明細書「事業報告の内容を補足する重要な事項」が存在しません。